

第1回 吹田市第4次総合計画中間見直し等支援業務  
プロポーザル選定委員会 開催結果概要

- 1 日時  
令和4年4月13日(水) 午前11時05分～正午
- 2 場所  
吹田市役所 高層棟4階 特別会議室
- 3 出席者  
【委員】行政経営部長(委員長)、都市魅力部長、健康医療部長、環境部長、  
学校教育部長  
【事務局】企画財政室職員
- 4 案件
  - (1) 選定会議の進め方について
  - (2) 公募型プロポーザル実施要領等について
  - (3) 評価項目について
  - (4) その他
- 5 議事概要
  - (1) 事務局が出席者数の確認(委員6名中5名出席)を行い、吹田市第4次総合計画中間見直し等支援業務プロポーザル選定委員会設置要領第5条第2項に定める定足数を満たし、本会議が成立していることを確認した。
  - (2) 次第及び各案件について、資料に基づき事務局から説明を行った。以下の議論の結果、委員の意見を踏まえた実施要領(案)の修正については委員長に委ねることを確認した。

番号	項目	意見	事務局回答
1	参加資格要件について	P.2「2参加資格要件」の(8)(9)については、参加表明書提出の段階では判断できる書類がなく、参加資格を満たしているかどうかの判断が難しい。参加資格要件からは削除し、第1次審査、第2次審査で評価するようにしてはどうか。	参加資格要件から(8)(9)の削除を検討する。
2	提案書等の提出方法について	提案書等の提出方法について、「原則郵送」としているのはどういう意味か。また、郵送としているにもかかわらず、提出期間に「午前9時から午後5時30分まで」と時間を設定しているが、昨今の郵便事情を考慮し、削除してはどうか。	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、原則として郵送での提出としている。例外として対面での提出も可とする書きぶりに修正する。 また、提出期間のうち、時間の設定は削除するよう修正し、郵送の場合にふさわしい期限の書き方を検討する。

番号	項目	意見	事務局回答
3	業務内容について	今回の支援業務には、総合計画の中間見直しと第2期総合戦略の策定といった2つの業務がある中、一本のプロポーザルで選定を行うのはなぜか。	総合戦略の内容は総合計画と重複している部分も多く、今回は策定後の効果的、効率的なPDCAサイクルの確立までを見据えた、一体的かつ整合性のある計画の策定となるよう、コンサルティング事業者に支援を求めるものである。
4	事業者の選定方法について	第1次審査及び第2次審査ともに、業務実績と見積金額を除く審査項目のうち、1つでも5割を超えない場合を失格とするのは、条件が厳しすぎるのでは。審査項目「業務実施方針に関する事項」では「普通5点」の評価をした時点で失格となってしまう。	「5割に満たない場合は失格」という表現に修正する。
5	審査基準及び採点表について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「業務実施方針に関する事項」にある審査の視点は、市としての中間見直し等の方針であって、事業者を求める業務実施方針とは異なるのではないか。</li> <li>・審査項目として「業務実施方針に関する事項」とあるが、「提案内容に関する事項」①②と審査の視点が重複しているのではないか。</li> </ul>	市の中間見直しの基本方針を事業者の業務実施方針として求めるような記載となっている。「提案内容に関する事項」に記載している審査の視点が、事業者を求める業務の方向性であるため、審査項目として「業務実施方針に関する事項」は削除し、配点についても「提案内容に関する事項」の6項目を各10点とすることで調整する。